

定例会	会議録検索	議会だより	議員名簿	市議会のしくみ	請願・陳情のしかた
傍聴のしかた	発議案(議員提出議案)		特別委員会	議長交際費	行政視察のご案内

鎌ヶ谷市議会 > 定例会 > 6月定例会の審議結果一覧

6月定例会の審議結果一覧

議案番号等	件名	審議結果	
議案第1号	鎌ヶ谷市遺児手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第2号	鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議案第3号	平成28年度鎌ヶ谷市一般会計補正予算(第1号)	原案可決	賛成多数
議案第4号	土地の取得について	同意	全会一致
議案第5号	松戸市ほか9市消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について	原案可決	全会一致
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて(鎌ヶ谷市税条例等の一部を改正する条例の制定について)	承認	賛成多数
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて(鎌ヶ谷市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)	承認	全会一致
陳情28-6-1	公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める陳情書	不採択	賛成少数
陳情28-6-2	保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める陳情書	採択	全会一致
陳情28-6-3	子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める陳情書	採択	全会一致
陳情28-6-4	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書	採択	全会一致
陳情28-6-5	「国における平成29(2017)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書	採択	全会一致
陳情28-6-6	別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備と支援を求める陳情	採択	全会一致
陳情28-6-7	難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情書	採択	全会一致
陳情28-6-8	中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める陳情	不採択	賛成少数

陳情28-6-9	新しい北初富駅・新鎌ヶ谷駅への市川、西船橋方面路線バス乗り入れを求める陳情	採択	全会一致
発議案第1号	保育士の処遇の大幅な改善を求める意見書	原案可決	全会一致
発議案第2号	保育料の負担軽減に関する意見書	原案可決	全会一致
発議案第3号	義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書	原案可決	全会一致
発議案第4号	別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する意見書	原案可決	全会一致
発議案第5号	難病対策の拡充に関する意見書	原案可決	全会一致

鎌ヶ谷市議会 > 定例会 > 6月定例会の審議結果一覧

別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する意見書

我が国では、離婚に伴う子どもの親権・監護権争いを優位に進めるために、婚姻中における一方の親の同意なしでの「子どもの連れ去り」別居とその後の「親子引き離し」が後を絶ちません。一方の親は、自らの同意なく他方の親に不当に子どもを連れ去られ、裁判においては継続性の原則の下、親権・監護権を奪われ、面会交流が認められず、愛する我が子と全くの断絶状態となってしまいます。このような親が多数存在し、その苦しさがあまり自殺してしまう事例も確認されています。

一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、子どもの成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国では誘拐や児童虐待となるのに対して、我が国では法的な制限がなく、かつ裁判所が監護の継続性を重視するあまり、先に監護を始め、これを継続している事態を法的に追認していることから生じています。子どもが両親から愛情と養育を受け続けることは、子どもの健全な発達にとって好ましく、長期的に「子ども最善の利益」に資することとなります。

よって本市議会は、離婚や別居による悲惨な親子関係の断絶状態を解消及び防止するため、次の事項を盛り込む法整備と関連する諸施策の拡充を要望します。

1 子どもの連れ去りの禁止

同意なく子どもを連れ去った場合には、子どもを速やかに元の場所に戻し、養育について話し合うこと。子どもを速やかに元の場所に戻すことに応じない場合には、子どもを連れ去られた親に暫定監護権を与えること。

2 面会交流の拡充

児童虐待防止の観点からも、親子が離れて暮らしている場合には、面会交流の権利性を明確化し、頻繁かつ継続的に離れて暮らす親子が会えることとすること。

3 フレンドリーペアレントルール（友好親原則）の導入

主たる養育親の決定はフレンドリーペアレント（他方の親により多くの頻度で子を会わせる親）ルールによるものとする。

4 養育計画の作成義務化

共同養育計画の作成を離婚時の義務とし、離婚の成立要件とすること。子どもと離れて暮らす親に年間100日以上（基準値。遠隔地等の特段の事情が無い場合）の面会・養育を義務化すること。養育費を取り決めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年7月1日

千葉県鎌ケ谷市議会

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山崎 正昭 様
法務大臣 岩城 光英 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様